



鳥取県公報

平成26年11月25日（火）
号外第109号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	植栽管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (813) (県土総務課) 2
-------	--

告 示

鳥取県告示第813号

平成27年度及び平成28年度において県が締結する植栽管理業務（県の計画に基づき草木を植え、又は栽培されている植物を管理する業務をいう。以下同じ。）の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成26年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象業務

県が管理する施設（県が管理する国道を含む。）の植栽管理業務（以下「委託業務」という。）とする。

2 入札参加資格要件

入札参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（造園工事業に係るものに限る。以下「建設業許可」という。）を受けている者であること。
- (3) 3の(1)の書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (4) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人若しくは個人でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 法人税（申請者が法人である場合に限る。）、所得税（申請者が個人である場合に限る。）、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に未納がないこと。
- (7) 県内に本店を有する者にあつては、労働保険料に未納がないこと。

3 申請手続

(1) 提出書類

入札に参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 平成27・28年度植栽管理業務委託入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 職員調書（様式第2号）

当該調書に記載している職員が常勤の職員であることの確認ができる書類及び当該職員が有する資格等を証する書面の写しを添付すること。

ウ 建設業許可の通知書の写し又は建設業許可の証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

エ 2の(6)に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）

鳥取県の県税に係る納税証明書については、鳥取県県土整備部県土総務課が鳥取県の各県税事務所に鳥取県の県税の納税状況を直接確認することを承諾する場合（平成27年2月20日（金）までに申請のある場合に限る。）には、提出を要しないものとする。

オ 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格の審査を申請する日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）

カ 県外に本店を有する者であつて入札の参加等の権限を委任する場合は、その旨の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

(2) 提出に係る留意事項

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、平成27・28年度植栽管理業務委託入札参加資格審査申請事項変更届（様式第3号）及び変更箇所を修正した(1)の書類を(5)の提出先に速やかに提出すること。なお、職員調書（様式第2号）に記載した者を変更する場合は、その者が常勤の職員であることの確認ができる書類及び当該職員調書に記載した資格等を証する書面の写しを併せて提出すること。

(3) 提出期間及び時間

平成26年11月25日（火）から平成29年2月24日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、平成27年度初回発注分（平成27年4月1日以降に指名選定を行うものに限る。）の委託業務の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は、平成27年2月20日（金）までに提出すること。

(4) 提出方法

(5)の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又はこれに相当する信書便の役務によることとし、平成29年2月24日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454）

(6) その他

申請手続の詳細は、鳥取県のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/32811.htm>)に掲載するので、様式第1号から様式第3号までの書類の様式については、ここから入手すること。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成29年3月31日（次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日）までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が、2に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった場合 知事が当該事実を確認した日の前日

(2) 平成29年度及び平成30年度の委託業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成29年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

6 その他

随意契約の相手方を決定する場合においては、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を有する者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。